令和８年11月３日

西柴団地自治会

西柴団地地区建築協定運営委員会



建築・不動産関係事業者の皆様へ

当地区の建築協定は、令和８年11月４日をもって有効期間が満了し、失効します。

現在、次期建築協定の締結に向けた手続きを進めており、住民の皆様から提出された協定書を市へ申請した後、市による確認、閲覧、公聴会等の手続きを経て、認可・公告される予定です。

このため、現行建築協定の失効から新しい建築協定の発効までの間、建築協定による法的な拘束力が存在しない期間が生じます。

1. 建築等を計画される場合のお願い

当地区では、これまで建築協定により、良好な住環境及び街並みの維持に努めてきました。また、現在、新しい建築協定への加入に向けた手続きを進めています。

このため、新しい建築協定が効力を生ずるまでの間についても、当地区の住環境及び街並みを維持するため、建築、建替え、増改築、工作物の設置等を計画・施工される際には、現行建築協定の趣旨及び内容を自主的な基準として尊重し、可能な限りその内容に沿った計画・施工としていただきますようお願いいたします。

2. 自治会への事前相談について

当地区で建築等を計画される場合には、計画の初期段階で自治会までメールでご相談ください。現建築協定運営委員会の委員を中心に、計画内容について現行建築協定との関係を確認し、その内容をお伝えします。この確認は、現行建築協定が失効した後は、建築協定に基づく法的な確認ではなく、自治会として自主的に行うものです。

したがって、自治会又は建築協定運営委員会が、失効した建築協定を根拠として建築等の許可、承認その他の法的な判断を行うものではありません。また、建築基準法その他の法令に基づく確認等については、関係行政機関にご確認ください。

3. 土地・建物の取引に関係する事業者の皆様へ

土地・建物の売買、建築請負その他の取引に関わる場合には、建築協定の更新手続が進められていること及び上記の趣旨について、施主・購入者等にもご説明いただきますようお願いいたします。

特に、新しい建築協定が発効するまでの期間については、現行建築協定に法的拘束力がないことを踏まえた上で、地域の住環境維持の趣旨にご理解とご協力をお願いいたします。